

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月9日

埼玉県農林部

## はじめに

本県は719万県民を擁する大消費地であり、さらに東京都、神奈川県を合わせると2,900万人という、強大な消費マーケットが形成されている。

一方、本県農業は地勢にあった特色ある農業が展開されており、農業産出額の約48%を占める野菜をはじめ、米、麦、畜産、果実、花植木など多彩な農産物が生産されている。

また、本県農業は、県民に対して食料を安定的に供給するとともに、水と緑に恵まれた貴重な空間的ゆとりを提供するなど、私たちの豊かな生活を支える「生命産業」でもある。

このような中、埼玉県5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン（以下「ビジョン」という）」に基づき、意欲ある多様な担い手の育成、優良農地を最大限に活用した農業生産、食と農をつなぐ仕組みづくりを三位一体の取組として進め、収益力が高く持続的な農業の実現を図る必要がある。

このため、普及指導員は、直接農業者に接して、高度な技術や農業経営の改善及び知識を普及する活動と、専門技術や普及活動方法に関する調査研究を行うものとする。

農業者の主体的な取組に必要な技術及び経営指導を行うスペシャリスト機能と、農業者と関係機関との連携の下、産地の活性化や農業者と実需者等とのつなぎ役などを行うコーディネート機能を発揮した活動を行うことにより、ビジョンの実現に向けた牽引役を果たしていく。

以上のことを踏まえて、普及事業を円滑に実施するため、平成23年度以降、おおむね5年間における協同農業普及事業の実施に関する方針を定めるものとする。

## 第1 普及指導活動の課題

本県農業の持続的な発展を図るため、次の課題に取り組むものとする。

### 1 意欲ある多様な担い手の育成

栽培技術や経営の改善及び向上、法人化、雇用労力の活用、販路開拓などを支援し、意欲ある多様な担い手を育成する。

就農に向け知識や経験に応じたきめ細かな支援を行うとともに、関係機関が連携した支援体制を整備するなど、次代を担う新規就農者を確保・育成する。

### 2 優良農地を活用した最大限の生産の推進

水田の効率的な活用を図り、売れる米づくりや麦、大豆及び新規需要米等の生産拡大を推進する。

遊休農地の解消、活用と併せ、優良農地を最大限に活用し、産地の特色を生かした需要の開拓、創出など産地の戦略的な取組を支援する。

### 3 農業経営の安定・発展に向けた支援

制度資金や知的財産権の活用、農作業安全対策、農業災害防止対策などを推進し、意欲ある農業者の経営安定と発展を図る。

また、地球温暖化適応技術の導入や環境に配慮した農業生産、都市地域・中山間地域の特性に応じた農業を支援する。

### 4 食と農をつなぐ仕組みづくりへの支援

大消費地の中の農業県という強みを活かし、地産地消や農業の6次産業化、農商工連携、県産農産物のブランド化を支援する。

### 5 食の安全・安心の確保の推進

農産物の生産工程管理の実践やトレーサビリティシステムの活用などにより、生産から流通段階における農産物の安全性の確保を推進する。

### 6 美しく活力ある農山村の推進

地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進、農村文化の伝承活動、豊かなむらづくりなど農山村を支える取組を支援する。

### 7 多面的機能を活用した取組への支援

都市と農山村との交流をはじめ、地域資源を活かした特色ある地域の取組を支援する。

## 第2 普及指導員の配置に関する事項

意欲ある多様な担い手を育成するため、地域の主要作物や営農形態、普及指導員の専門性や経験年数、在任期間などを考慮し、普及指導員を配置する。

- 1 技術や経営の指導を通じ担い手の育成、地域農業の振興を図る普及指導員を、農林振興センターに配置する。
- 2 普及活動計画の支援や広域的な課題解決、普及指導員の資質向上、試験研究機関等との連携を図る普及指導員を、農業支援課に配置する。
- 3 普及指導員を的確に配置するため、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

## 第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

研修は、経験年数、職歴に応じて、職場における計画的・効果的な能力開発（OJT）を基本とし、職場、県、国の役割分担のもとに体系的な研修を実施し、スペ

シャリスト機能とコーディネート機能の強化を図る。

また、マーケティングなど経営的視点を踏まえた流通・販売等に係わる資質の向上に努める。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 普及活動の重点化

第1の普及指導活動の課題を踏まえ、埼玉農政の方向、地域のニーズに応じて、必要性・緊急性の高いものに重点化を図る。

支援対象は、認定農業者、農業法人、新規就農者など意欲ある農業者に重点化する。

### 2 普及活動計画の策定と評価

ビジョンを着実に実現するため、計画的・効果的に普及活動を行うよう普及活動計画を策定する。普及活動計画はビジョンの埼玉農林業・農山村振興地域プログラムに位置付けた「基本計画」と、単年度ごとの「年度計画」とする。

普及活動計画の策定は、市町村、農業協同組合等との普及事業の推進に関する会議を活用して行い、適切な連携・役割分担による普及活動を展開する。

普及活動の成果を検討するため、自ら行う内部評価及び外部による客観的な評価を実施し、評価結果を次年度以降の普及活動計画に反映させる。

### 3 調査研究活動の実施

農業に関する高度な技術及び当該技術に関する普及活動方法を組み立て、それを実証するなどの調査研究を実施し、その成果を普及活動に活用する。

### 4 迅速な情報の収集・提供

意欲ある農業者のニーズに基づき、試験研究成果や現地情報の収集、提供を行う。また、気象災害発生時等の迅速な情報収集と適切な技術指導を行う。

### 5 現地開発型技術の確立

意欲ある農業者への新技術の導入や地域課題の解決のため、農林総合研究センター等と連携し、現地における新技術の開発、実証を行い、経営力のある農業の担い手の育成並びに地域農業の活性化を図る。

### 6 農業大学校における教育内容の充実強化

農業大学校は、農業及びその関連産業の担い手の育成を図るため、実践的な教育及び職業訓練を実施するとともに、試験研究機関や教育機関、農業法人等との連携の強化を図る。

### 7 民間との連携の在り方

地域の実情に応じて、普及活動を補完する目的で普及指導協力委員制度を活用する。

また、税理士、社会保険労務士等を積極的に活用するとともに、企業や大学等との連携強化に努める。

## **8 行政との連携**

補助事業や融資制度などの行政施策を活用し、普及活動に位置付ける。

また、普及活動により得られた活動の成果や生産現場のニーズ等の情報を行政機関や農業団体等に積極的に発信する。

## **第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項**

### **1 他産業の指導機関との連携**

地域の多様な資源の活用等による地域農業の活性化を図るため、商工会議所など他産業の指導機関との連携強化を図る。

### **2 農業に関する教育への協力**

農業に対する県民理解を深め、将来の担い手の確保に資するよう教育機関、市町村が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を行う。